

個人等で文書番号がない場合は記載不要。→ 第 号
令和 年 月 日

文化庁長官 殿

県名から記載。

申請者 ↓
住所 ○○県～
氏名

特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の
現状変更 () 終了の報告

↑許可書に記載されている名称を転記。文化庁許可の場合、
申請時と許可時の名称が違うことがあるので注意するこ
と。

下記のとおり、特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の現状変更が終了した
ので、関係書類を添えて終了の報告をします。

記

1 . 許可年月日及び許可番号

令和○○年○○月○○日、○委庁財第 4 の○○○○号など

↑文化庁許可の場合は文化庁の許可書に記載されている年月日及び番号を転記、期
間変更等があった場合は、変更許可の年月日及び番号も転記。

2 . 現状変更等の内容

現状変更の内容を簡潔に記載する。

記載例)

○○地区
○○～○○区間 において、
○○の滝付近

枯死木枝○本を伐採。
○○建物を解体除去。
仮設○○、○個を設置。
○○工を施行。

3 . 現状変更等に係る地域の地番

青森県十和田市～ ←申請書に記載した内容を転記。

4 . 完了年月日

令和○○年○○月○○日

↑当初の予定より著しく遅延した場合は、その理由及び経緯を別紙「遅延理由書」

としてまとめ添付すること。

【添付書類】

1.完了写真

必ず着手前、着手後の写真を添付すること。また、写真には撮影月日を入れること。

- ・支障木の伐採については、対象樹木及び切断部分を明示するとともに、可能な限り同じアングルで撮影し現状変更の結果が分かるようにすること。

【伐採前】



【伐採後】



- ・仮設物の設置は、設置後及び撤去後の写真を同アングルで撮影し添付すること。

【設置後】



【撤去後】



【その他】

- ・建築物又は工作物の設置等については、許可物件の遠景、近景、拡大等、複数の写真を添付すること。
- ・現状変更の許可の内容が複数になる場合、それぞれの許可事項に対応する写真を添付すること。

例)既存建物を撤去し、支障木を伐採したうえで新たに建築。工事にあたり仮設看板を設置した。

⇒①解体撤去、②支障木伐採、③新築(完成)、④仮設物の設置の状況が分かる写真をそれぞれ添付。

2.許可書の写し

文化庁許可の場合は文化庁の許可書の写しを添付のこと。

個人等で文書番号がない場合は記載不要。→ 第 号
令和 年 月 日

十和田市教育委員会 教育長 殿

県名から記載。

申請者 ↓
住 所 ○○県～
氏 名

特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の
現状変更 () 終了の報告について
↑ 許可書に記載されている名称を転記。

別紙のとおり、特別名勝及び天然記念物十和田湖および奥入瀬溪流の現状変更が終了したので、関係書類を添えて終了の報告をします。

問い合わせ先

住 所 ※市宛の送付文書には
団体名 問い合わせ先を明記
担 当 すること。
T E L

【その他】

※終了の報告（及び添付書類）は A4 サイズとし、終了ししだい速やかに提出すること。

※予定より実績が減となった場合は、その旨をわかりやすく明記すること。

記載例)・危険木枝〇本を伐採することとしていたが、着手時点で既に〇本が自然落下していたため残り〇本を伐採した。

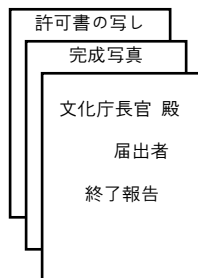
・〇〇～〇〇区間で工事を行う予定であったが、〇〇のため〇〇区間までの施行となった。

※“原則として”許可を受けた以上の行為を行うことはできないので注意すること。

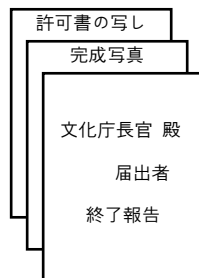
※終了の報告は、文化庁許可の場合は 3 部（正本 1 部、副本 2 部）提出すること。なお、県教育長宛の文書は不要である。（十和田市宛てのカガミ文書は必要）

【文化庁許可の場合】

①正本（文化庁宛）



②副本（県保管）



+

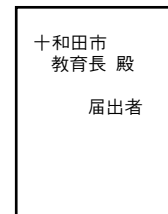


【県宛】

③副本（市保管）



+



④【市宛鏡】